固定式刺し網漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第6号に掲げる次の固定式刺し網漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項 及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和6年6月3日

岩手県

1 固定式刺し網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| ì | 漁業種類 水 産 動 植 物 の 種類 | 漁具の種類 その他の漁 業の方法 | 操業 区域 | 漁業時期 | 推進機関の 馬力数 | 船舶の 総トン数 | 漁業者の資格 | 許可また は起業の 認可をす べき船舶 等の数 |
|----------|------------------------------|------------------------|----------|-----------------------|--------------|-------------|--|-------------------------------------|
| 固定式刺し網漁業 | アメ等 | 刺し網 | 岩手県沖合海面 | 1月1 日か12月31 日まで | 制限なし | 20 トン未 満 | 岩手県内に住所を有する者のうち、久慈市、 下閉伊郡のうち普代村又は九戸郡のうち洋 野町若しくは野田村に漁業根拠地を有する もの | 96 |
| | | | | | | | 岩手県内に住所を有する者のうち、宮古市又 は下閉伊郡(普代村を除く。)に漁業根拠地 を有するもの | 58 |
| | | | | | | | 岩手県内に住所を有する者のうち、釜石市又 は上閉伊郡に漁業根拠地を有するもの | 35 |
| | | | | | | | 岩手県内に住所を有する者のうち、大船渡市 又は陸前高田市に漁業根拠地を有するもの | 102 |

- (2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和6年6月5日から令和6年7月8日まで
- (3) 備考
 - ア この許可の有効期間は、令和6年8月1日(令和6年8月2日以降の場合は許可の日)から、令和9年7月31日までとする。
 - イ この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。
 - (ア) 第2種共同漁業の漁場の免許区域内の海域においては、操業してはならない。
 - (イ) 水深 400 メートル以浅の海域においては、めぬけの採捕を目的として操業してはならない。
 - (ウ) 漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第23条の別表第4に規定する沖合底びき網漁業の禁止区域以外の海域に おいては、けがにの採捕を目的として操業してはならない。
 - (エ) さけ、ます、雌のけがに及び甲長8センチメートル以下の雄のけがにを採捕してはならない。
 - (オ) 毎年4月1日から11月30日までの間、けがにを採捕してはならない。
 - (カ) 毎年 10 月 1 日から 12 月 15 日までの間、網目の大きさと鉛直方向における網目の数を掛けた長さが 5 メートルを超える刺し網を使用してはならない。
 - (キ) 刺し網の長さ(仕立て上がりの状態における浮子綱の長さをいう。)の合計が 1,800メートルを超えて刺し網を船内に積み込んではならない。
 - (ク) 刺し網は、沈子綱を海底につけて敷設しなければならない。
 - (ケ) 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。
 - ウ 許可又は起業の認可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長に提出する ものとする。
 - エ 許可又は起業の認可の申請の数が公示した船舶等の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、 これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。